日医発第 662 号（健Ⅱ）
令和４年７月７日

都道府県医師会
　感染症危機管理担当理事　殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜　萢　　敏

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査の取り扱いについて

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛て標記の事務連絡がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡は、令和４年７月１日付「検査料の点数の取扱いについて」（日医発第 632 号（保険））にてお知らせいたしました通り「SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出」が診療報酬上追加されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査としても取り扱う旨、連絡するものです。

なお、既に締結済みの行政検査の契約については、都道府県等と医療機関の個別の契約であるか、都道府県等と複数の医療機関の集合契約であるかに関わらず、契約当事者の異議がある場合を除き、「SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出」による方法が含まれているものとみなすとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会、関係医療機関に対する周知方につきまして、ご高配のほどお願い申し上げます。

（参考）
新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（令和２年 10 月 19 日付（健Ⅱ305F）参照）
検査料の点数の取扱いについて（令和４年７月１日付日医発第 632 号（保険））
診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（令和４年３月４日付（保 305）参照）
新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査の取扱いについて（令和２年 11 月 20 日付（健Ⅱ346F））※今回の事務連絡をもって廃止

事　務　連　絡
令和４年７月１日

各 ⎛都道府県⎞
　 ⎜保健所設置市⎟ 衛生主管部（局）　御中
　 ⎝特　別　区⎠

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における
PCR 検査の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査（PCR 検査及び抗原検査）については、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和２年３月４日付け健感発 0304 第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 10 月 14 日最終改正。）及び「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和２年３月 25 日付け健感発 0325 第２号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年５月 22 日最終改正。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区における行政検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「検査料の点数の取扱いについて」（令和４年６月 28 日付け保医発 0628 第４号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和４年３月４日付け保医発 0304 第１号）が改正され、SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省健康局結核感染症課長通知の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、内容を了知の上、関係各所に対し周知徹底を図られたい。

なお、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査の取扱いについて」（令和２年 11 月 11 日付け事務連絡）は廃止し、本事務連絡をもって代えることとする。

記

１．新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における PCR 検査の取扱い

次に掲げる厚生労働省健康局結核感染症課長通知中「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」については、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出（ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出を含む。）」と取り扱う。

・ 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和２年３月４日付け健感発 0304 第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年 10 月 14 日最終改正。以下「行政検査通知」という。）
・ 「都道府県、保健所設置市及び特別区と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する契約の締結及び覚書の交換について」（令和２年３月 25 日付け健感発 0325 第２号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同年５月 22 日最終改正。以下「３月 25 日課長通知」という。）

２．その他

１．に伴い、行政検査通知の別添の事務契約書（案）並びに３月 25 日課長通知の別添の事務契約書（案）及び覚書（案）の「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出」が含まれることとなるが、既に締結済みの契約については、その契約が都道府県等と医療機関の個別の契約であるか、都道府県等と複数の医療機関の集合契約であるかに関わらず、契約当事者の異議がある場合を除き、本事務連絡に基づき、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出」が含まれているものとみなすものとする。